

第5回 奈良県L P ガス料金高騰対策事業
【交付要綱】

令和8年4月

一般社団法人 奈良県L P ガス協会

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 交付要綱

制 定：令和8年4月1日

発行人：一般社団法人 奈良県LPガス協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人奈良県LPガス協会長（以下「会長」という。）は、県内のLPガス利用世帯のLPガス料金高騰及び物価高騰の負担軽減のため、予算の範囲内において第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) LPガス販売事業者：液化石油ガス販売事業者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第6条に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。）又はコミュニティーガス小売事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者であつて、同条第1項に規定する政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する方法でガス小売事業を営む者をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) LPガス消費者：液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等（計量法（平成4年法律第51号）第8条第1項に規定する法定計量単位による体積販売を受ける者に限る。）又はコミュニティーガス小売事業者から小売供給を受ける需要家をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内のLPガス消費者にLPガスを販売するLPガス販売事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 令和8年4月1日（以下「交付基準日」という。）以前から、LPガス販売事業者であること。
- (2) 交付申請時点において、LPガスの販売事業に必要な許可又は認可等を全て有し、事業を継続していること。

- (3) 交付申請後においても、事業を継続する意思があると認められること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の表に定めるとおりとする。

交付の対象	支援内容	支援金の額
L P ガス販売事業者	実施のための原資	1,200円×世帯数（メーター数） （各世帯1回のみ）
”	実施のための経費支援	・事務費40,000円 及び ・1世帯あたり100円（300,000円を上限） 合計額340,000円を上限とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 第2条(1)に掲げる事業に係る登録がわかる書類、その他これらに準ずるものとして会長が認める書類のいずれかの写し
- (2) 県税の納税証明書の写し（令和8年4月1日以降に取得されたものに限る。）
- (3) 法人の履歴事項全部証明書等の写し（交付申請日より3ヶ月以内に取得されたものに限る。）（法人のみ）
- (4) 申請者の身分証明書（運転免許証（両面）やマイナンバーカード（表面））や住民票その他これらに準ずるものとして会長が認める書類のいずれかの写し（住民票は、交付申請日より3ヶ月以内に取得されたものに限る。）（個人事業主のみ）
- (5) 預金通帳の写し等、支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第2-1号様式）を申請者に交付するものとする。（以下、交付決定通知書の交付を受けた事業

者を「交付決定者」という。)

- 3 会長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、交付申請却下通知書（第2-2号様式）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、第1項の審査に当たり、交付申請に係る交付対象世帯その他の確認のため、交付申請者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、支援事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、期日までに実績報告書（第3号様式）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定等）

第8条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、支援金の額を確定し、支援金額決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知する。なお、書類等の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないときは、それらに係る金額は支援の対象とならない。

2 会長は、交付決定者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずる。

（支援金の支払）

第9条 支援金は前条第1項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。（以下、「精算払い」という。）ただし、必要があると認められる経費については、実績報告前に支払うことができる。（以下、「概算払い」という。）

- 2 交付決定者は、前項前段の規定により支援金の精算払いの支払いを受けようとするときは、実績報告時に精算払請求書（第3号様式）を協会に提出しなければならない。また、前項ただし書の概算払いの支払いを受けようとするときは、交付申請時に概算払請求書（第1号様式 別紙）を、実績報告時に精算払請求書（第3号様式）を協会に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第10条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 第5条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容に、事実と異なることが判明し

たとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他会長が不適切と認めたとき。

- 2 会長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

(LPガス料金支援事業の経理等)

第11条 交付決定者は、支援事業の経費については、帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の帳簿および証拠書類を支援事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第12条 会長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金

【申請様式 一式】

令和8年4月

一般社団法人 奈良県LPガス協会

一般社団法人 奈良県LPガス協会 様

事業者名 :

代表者役職・氏名 :

事業者所在地 : 〒

電話番号 :

FAX番号 :

担当者名 :

※代表者と同じ場合は不要

担当者住所 : 〒

※事業者と同じ場合は不要

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 交付申請書

奈良県LPガス料金高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業者区分（該当する区分に☑）

液化石油ガス販売事業者

コミュニティガス小売事業者

2. 精算払いを原則とします

※概算払いを請求される方は、補助金センターまでご連絡ください

3. 値引き対象とする一般消費者等の件数（予定）

※（令和8年3月31日時点においてLPガスの販売契約を締結している奈良県内のLPガス一般消費者等）

_____件

4. 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、してください。

（交付申請には、全ての項目にの印が必要です。）

- 令和8年4月1日以前から、LPガス販売事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しません。
- 一般社団法人奈良県LPガス協会から報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合等、必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や支援金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 申請書類及び添付書類の内容について、一般社団法人奈良県LPガス協会が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。

5. 添付書類 (添付を確認後、☑してください)

		法人	個人事業主
(1)	LPガス販売事業登録証もしくは登録簿謄本の写し (第4回の交付申請時より変更のない事業者は不要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	県税の納税証明書(全税目)の写し※1 (奈良県内の事業者のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	法人の履歴(現在)事項全部証明書の写し※2 <法人のみ>	<input type="checkbox"/>	
(4)	申請者の身分証明書(運転免許証(両面)やマイナンバーカード(顔写真がある表面))又は住民票※2等のいずれかの写し <個人事業主のみ>		<input type="checkbox"/>

※1 令和8年4月1日以降に取得したものを添付ください。

※2 交付申請日から3か月以内に取得したものを添付ください。

第2-1号様式（第6条関係）

協会 ⇒ 事業者

令和 年 月 日

様

一般社団法人 奈良県LPガス協会長

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 交付決定通知書

交付申請のあった支援金について、奈良県LPガス料金高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、交付することを決定したので通知します。

助成事業が完了したときは、交付要綱第7条に定める実績報告書及び第9条第2項に定める精算払請求書の提出をお願いします。

なお、概算払いを受けた場合においても実績報告書の提出を願います。また、概算払請求書と支援金額が相違した場合において、精算払請求書に記載の額を超える支援金が交付されているときは、交付要綱第8条第2項の規定に基づき協会に返金をお願いします。

第2-2号様式（第6条関係）

協会 ⇒ 事業者

令和 年 月 日

様

一般社団法人 奈良県LPガス協会長

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 交付申請却下通知書

交付申請のあった支援金については、奈良県LPガス料金高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1. 交付しない理由

2. その他

4. 添付書類 (添付を確認後、してください)

		法人及び個人事業主
(1)	「交付対象世帯一覧表」	<input type="checkbox"/>
(2)	通帳等の写し ※第4回より変更のない場合は不要 (銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が写っているもの)	<input type="checkbox"/>
(3)	請求書等の帳票 (任意の消費者5件分) ※一般消費者が5件未満の場合は全件数分 支援実績を確認するため、「交付対象世帯一覧表」から消費者名、請求額(支援額)が明示された請求書等の写しまたは電磁的記録されたものの提出を求める	<input type="checkbox"/>

5. 振込先

第4回の申請時より 変更なし

変更あり

変更される場合及び新たに申請される場合はご記入ください。

(銀行コード:)		銀行・金庫 組合・農協	(支店コード:)				本店・支店・出張所 本所・支所			
預金種類 (該当に○)	普通	当座	口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ										
口座名義										

交付対象世帯一覧

販売事業者名	
支援を行った一般消費者等の件数	件
支援の開始年月日及び完了年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

No.	対象世帯番号 又は氏名	市町村名	支援実施月日及び支援額						合計 (最大1,200円)
			日	円	日	円	日	円	
1			日	円	日	円	日	円	円
2			日	円	日	円	日	円	円
3			日	円	日	円	日	円	円
4			日	円	日	円	日	円	円
5			日	円	日	円	日	円	円
6			日	円	日	円	日	円	円
7			日	円	日	円	日	円	円
8			日	円	日	円	日	円	円
9			日	円	日	円	日	円	円
10			日	円	日	円	日	円	円
11			日	円	日	円	日	円	円
12			日	円	日	円	日	円	円
13			日	円	日	円	日	円	円
14			日	円	日	円	日	円	円
15			日	円	日	円	日	円	円
16			日	円	日	円	日	円	円
17			日	円	日	円	日	円	円
18			日	円	日	円	日	円	円
19			日	円	日	円	日	円	円
20			日	円	日	円	日	円	円
21			日	円	日	円	日	円	円
22			日	円	日	円	日	円	円
23			日	円	日	円	日	円	円
24			日	円	日	円	日	円	円
25			日	円	日	円	日	円	円
26			日	円	日	円	日	円	円
27			日	円	日	円	日	円	円
28			日	円	日	円	日	円	円
29			日	円	日	円	日	円	円
30			日	円	日	円	日	円	円
合計				円		円		円	円

_____様

一般社団法人 奈良県LPガス協会長

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 支援金額決定通知書（精算払い）

交付申請のあった支援金については、奈良県LPガス料金高騰対策支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

支援金交付額（消費者支援金＋事業者支援金） 金 _____ 円

消費者支援金 : 金 _____ 円

事業者支援金 : 金 _____ 円

※原則一週間以内に振込予定

第1号様式 別紙（第9条関係）

*実績報告前に概算払いを選択される事業者のみ第1号様式に添付してご提出ください。

令和 年 月 日

一般社団法人 奈良県LPガス協会長 様

事業者名

代表者役職・氏名

住所

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 概算払請求書

奈良県LPガス料金高騰対策支援金の実績報告前に、交付申請書（第1号様式）のとおり概算払いの支払いを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

概算払請求額（消費者支援金＋事業者支援金） 金 円

※概算払い請求額は支援決定額を下回る額での請求をお願いします。

	一般消費者等の件数	1件あたり	支援額
消費者支援金	件	1,200円	円

	事務費	一般消費者等の件数	1件あたり	支援額
事業者支援金	40,000円	件	100円	円

※（40,000円）＋（一般消費者等の件数×100円）＝支援額

注意：事業者支援金は340,000円を上限とする。

消費者支援金と事業者支援金の一般消費者等の件数は同じ件数を記入

2. 添付書類 (添付を確認後、☑してください)

		法人及び個人事業主
(1)	通帳等の写し ※第4回より変更のない場合は不要 (銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が写っているもの)	☐

3. 振込先

第4回の申請時より 変更なし ☐

変更あり ☐

変更される場合及び新たに申請される場合はご記入ください。

(銀行コード:)		銀行・金庫 組合・農協		(支店コード:)				本店・支店・出張所 本所・支所			
預金種類 (該当に○)	普通	当座	口座番号 (右詰めで記入)								
フリガナ											
口座名義											

様

一般社団法人 奈良県LPガス協会 会長

第5回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 支援金額決定通知書（概算払い）

交付申請のあった支援金については、奈良県LPガス料金高騰対策支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

支援金交付額（消費者支援金＋事業者支援金） 金 _____ 円

消費者支援金 : 金 _____ 円

事業者支援金 : 金 _____ 円

概算払い追加支援額または返還額

概算払請求額（＝概算払いを受けた額）	円
支援金交付額	円
差 額 （ ・追加支援 ・返還 ）	円

※原則一週間以内に振込予定